

公益社団法人日本中国料理協会大阪支部 様

大阪府健康医療部生活衛生室長

大阪市北区・中央区における感染拡大防止に
向けた営業時間短縮協力金等について（依頼）

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、12月10日、大阪市と大阪府の共同により実施する「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」の支給申請手を記載した要項が、大阪市ホームページ上に公表されましたので、ご案内いたします。

なお、本申請には「大阪府感染防止宣言ステッカー」の導入をしていることが要件となっていますのでご注意ください。

詳細につきましては、別添のとおりですので、貴団体（社）内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 掲載場所

大阪市ホームページ

「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金について」
検索サイトで、**大阪市 北区 中央区 協力金** で検索をお願いします。

・HPアドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000519706.html>

2 問合せ先

時短協力金事務局

06-6655-0711・06-6655-0820（月曜日から土曜日、9時から17時30分まで）

3 その他

申請は、令和2年12月16日から大阪市行政オンラインシステムによりウェブ上で受け付けるほか、紙書類による郵送申請も可能です。

紙の申請書は、同日より区役所等に配架する予定です。

問い合わせ先
本通知について
生活衛生室食の安全推進課
門脇、高橋 06-6941-0351（内線2561）
営業時間短縮協力金について
大阪市経済戦略局産業振興課
電話 06-6615-3779